

## ごみ処理券(シール)製造請負仕様書

### 1. 入札に付する業務の概要

#### (1) 件名

ごみ処理券(シール)製造請負

#### (2) 目的

本件は、南城市及び八重瀬町（以下「両市町」という。）のごみ処理券（もやすごみ用シール）を作成・製造し、適切な廃棄物処理及び排出・収集運搬体制を維持することを目的とする。

#### (3) 納入期限及び業務内容

##### ①納入期限

契約締結日の翌日から令和8年9月30日（水）までとする。

なお、納入にあたっては発注者（両市町）の指示に基づき、以下のスケジュールによる段階的な納入（分納）期限を厳守すること。

- ・第1回納入（南城市2万冊、八重瀬町1万冊）：令和8年7月31日まで
- ・第2回納入（南城市4万冊、八重瀬町2万冊）：令和8年8月31日まで
- ・第3回納入（残り全量）：令和8年9月30日まで

※発注者の都合により、数量や時期の微調整を指示する場合がある。請負者はこれに柔軟に対応し、計画的な製造及び納入を行うこと。なお、納入方法及び数量等の必要な調整については契約後に行う。

##### ② 納入場所

- ・南城市分：南城市役所 生活環境課（または指定する場所）
- ・八重瀬町分：八重瀬町役場 住民環境課（または指定する場所）

##### ③ 業務内容

- ・両市町が指定する仕様に基づくごみ処理券（シール）の製造及び納入。

### 2. 製造物の仕様

#### (1) サイズ・形状・断裁公差

- ① サイズ：A4 サイズ（210mm×297mm）
- ② 形状：シール（台紙から容易に剥がせる仕様とすること）
- ③ 不正再利用防止加工：貼付後に剥がそうとすると破損するなど加工を施すこと。
- ④ 断裁公差（裁断誤差）：仕上がり寸法に対し、±1mm以内を許容誤差とする。
- ⑤ A4 1シート(シール10枚)を1冊とする。

## (2) 素材及び加工（耐久性・耐水性）

- ① 材質：コート紙または同等以上の耐水性・耐久性を有するもの。
- ② 耐水性：雨天時でもインクが滲みにくく容易に破れないこと。
- ③ 粘着性：ごみ袋（ポリエチレン等の透明・半透明袋）にしっかりと貼り付き、容易に剥がれ落ちない強粘着仕様とすること。

## (3) 印刷色

- ① カラー：2色印刷（赤、黒）
- ② 配色：背景は「赤色」、文字は「白色（白抜き）、黒字」別紙参照とする。

## (4) 記載内容（デザイン・レイアウト）

券面には以下の内容を明記すること。レイアウトの詳細・書体等は、別途発注者と協議の上で決定し、別紙デザイン案を参考に作成すること。

### 【南城市・八重瀬町 共通記載事項】

#### 最上部面（枠外）

- ・ 10枚 200円（税込）

#### 最上部面（枠内）

- ・ Garbage Disposal Ticket（※英語表記は本項のみとする）
- ・ 分別されていない袋は回収できません。
- ・ 透明又は半透明の袋（最大 50ℓ・10kg 未満）に、1袋につき1枚貼付してください。
- ・ 袋が破れた際はシール部分を切り取り、袋を入れ替えてテープ等で貼り直してください。
- ・ 券面バーコード：取扱店での単品販売用の JAN コードを黒字印字すること。コードデータは各発注者が支給する。
- ・ 販売金額（税込み）

### 【市町別 固有記載事項】

- ・ 南城市分

#### 最上部面（枠内）

- ・ 南城市ごみ処理券（シール）、QRコード（市 HP「シールの使用方法など」へのリンク）※黒字にて印刷

#### シール面

- ・ 南城市ごみ処理券（もやすごみ用）※別紙参考とする。

最下部分 (枠外)

・南城市生活環境課、TEL：098(917)5318

・八重瀬町分

最上部分 (枠内)

・八重瀬町ごみ処理券 (シール)、QR コード (町 HP「シールの使用方法など」へのリンク) ※黒字にて印刷

シール面

・八重瀬町ごみ処理券 (もやすごみ用) ※別紙参照とする。

最下部分 (枠外)

・八重瀬町住民環境課、TEL：098(998)8203

### 3. 納品及び包装形態

成果物の納品にあたっては、以下の包装形態を厳守すること。

- ・包装単位：1 シートを 100 冊 1 束として帯封を行うこと。
- ・梱包：段ボール箱に梱包すること。(100 冊×20 束/1 箱) ※梱包調整可
- ・表示事項：箱外部に以下を明記すること。
- ・品名 (※南城市分・八重瀬町分が明確にわかるように記載すること)
- ・1 束あたりの枚数(1 シートを 1 冊とし、1 束は 100 冊つづり)
- ・総冊数
- ・総束数

### 4. 見積及び発注条件

本件の見積りについては、以下の 2 点を遵守して提出すること。

#### (1) 発注予定枚数に基づく積算及び見積り

総数 18 万冊 (内訳：南城市 12 万冊、八重瀬町 6 万冊)

※単価及び総額 (税抜・税込) を明記すること。

※帯封、バーコード印字、版及び型等の作成等の費用を含むこと。

#### (2) 発注者の分納指示に対応するスケジュールの提示

発注者 (両市町) からの段階的な納入 (分納) 指示に柔軟に対応するため、見積作成の際は、「契約締結後、第 1 回納入、第 2 回納入、第 3 回納入までに要する最短日数」及び「月間の最大製造・納入可能数量の目安」を付記すること。

### 5. 仕様等に関する疑義及び代替案の提案

(1) 仕様に疑義がある場合は速やかに申し出ること。

(2) 品質を確保した上で経済的合理性の観点からコスト削減等が可能な場合は代替案を提案することができる。

## 6. 成果物の提出・検査及び不適合品等への対応

- ・校正及び試作品：製造前に校正及び試作品を両市町に提出し、発注者の承認を得ること。
- ・バーコード確認：バーコードは事前に読み取りテストを行うこと。
- ・分納時検査：発注者は、分納により納入された成果物ごとに、数量確認及び仕様適合の検査を実施するものとする。
- ・不適合品：不適合が認められた場合、請負者は無償で交換等の措置を講じること。

## 7. 支払条件

- ・原則として全数量納入・検査合格後の一括払いとする。
- ・分納に応じた出来高払いについては協議により可能とする。

## 8. セキュリティ管理及び不正行為等の禁止・罰則

ごみ処理券の取り扱いについては、以下の事項を厳守すること。

- (1) 情報・製造物の管理：版下データ、テスト印字物、及び製造過程で生じた損紙（ヤレ紙）・余剰分は、請負者の責任において厳重に管理し、確実に裁断・焼却等の破棄処分を行い、外部への流出を完全に防止すること。
- (2) 不正行為等への措置：請負者が、製造物の横流し、データの不正流用、過剰印刷物の不当な取り扱い等の不正行為を行った場合、または過失による重大な流出事故を発生させた場合、発注者は催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができる。請負者は、発注者が指示した数量を超えて製造してはならないものとする。（無償交換分を除く）
- (3) 損害賠償等：前項の規定による契約解除、または請負者の不正行為により発注者に損害が生じた場合、請負者はその損害（回収費用や代替品の製造費用等を含む）を賠償しなければならない。また、事案の悪質性によっては、刑事告発等の法的措置を講ずるものとする。
- (4) 製品保管：請負者は、製造済み製品について、発注者の分納指示に基づく納入までの間、自らの責任において適切に保管するものとする。保管にあたっては、直射日光、高温多湿、水濡れ、汚損等を防止し、製品の品質（印字の判読性、粘着性、形状等）を損なわない環境を維持しなければならない。また、保管中に生じた汚損、破損、品質劣化、数量不足等については、請負者の負担により無償で交換その他必要な措置を講じるものとする。

## 9. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

本件の契約手続き及び履行において使用する言語及び通貨は、以下の通りとする。

- ・言語：日本語
- ・通貨：日本国通貨

## 10. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者が協議の上、決定するものとする。